

準抗告事件記録の取扱いについて

昭和48年1月24日総三第9号総務局長回答

(照会)

準抗告事件記録の取扱いについては、本件事件が継続している場合、および不服申立の対象となつた裁判書が裁判所で保存されている場合（例、接見禁止等請求事件）、ならびに後に被疑事実と同一事実につき公訴の提起があつた場合は、右各事件記録と合綴する取扱いが便宜かと思料されますところ、今後とも、従前の取扱い（昭和二九年三月一〇日訟一第一四四号訟廷部長事務取扱回答）を維持されますか、貴局の御意見をお伺いします。

(回答)

標記については、今後、左記のとおり取り扱つてください。

記

一 刑事訴訟法第四百二十九条の準抗告事件のうち、本件事件が係属し、もしくは後に係属するに至つたもの、または不服申立ての対象となつた裁判に関する記録が裁判所に保存されているもの（接見禁止等請求事件、証拠保全請求事件等）については、準抗告事件の記録を右本件事件の記録または不服申立ての対象となつた裁判に関する記録に合てつする。

なお、第一回公判期日前の裁判に対する準抗告事件の記録は、第一回公判期日後本件事件の記録に合てつする。

二 （略）